



# 海外旅行総合保険 「留学生向けプラン」

このチラシは留学生向けプランの概要を説明したものです。傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、疾病死亡保険金、一時帰国中補償特約の補償内容、サービス内容、ご契約時における注意事項、ご契約後における注意事項、その他の注意事項等につきましては、海外旅行総合保険パンフレットに記載しておりますので、ご契約前に本チラシとあわせて必ずご確認ください。

海外での長期滞在では、借りているアパートで水漏れを起こしてしまったり、家の中に保管中のものが盗まれてしまったり、短期間の海外旅行とは異なるリスクを抱えています。留学生向けプランは、そのようなリスクをカバーする留学生専用の特約(補償)を海外旅行総合保険にセットした留学生にオススメのプランです。

## ■留学生専用の特約とは

留学生賠償責任	日常生活に起因する事故や住宅の所有・使用または管理に起因する事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
たとえば	留学のためにアパートを借りて生活していたが、水漏れを起こしてしまい、法律上の賠償責任を負うことになった。
留学生生活用動産	被保険者(保険の対象となる方)の滞在する居住施設外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品 <sup>(※)</sup> や居住施設・宿泊施設内に保管中の物 <sup>(※)</sup> について生じた損害に対しても、保険金をお支払いします。 (※)保険の対象となる身の回り品、物の範囲については、裏面の「お支払いする保険金」をご確認ください。
たとえば	留学のためにアパートを借りて生活していたが、アパートに保管中の腕時計が盗まれてしまった。
他にも次の補償(特約)をご用意しています。	留学継続費用 被保険者の扶養者の方が事故により亡くなられたり、所定の重度後遺障害となった場合に被保険者の方が被る損失(留学を継続する費用)に対して保険金をお支払いします。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ■特約セット時の注意事項

- ・**留学生専用の特約については、必ず傷害後遺障害または傷害治療費用をセットしてご契約ください。**
- ・**ご契約者は保険期間を通じて日本に在住する方とします。**
- ・被保険者は勉学、研修および技術習得を目的として海外の学校に在学する方とします(スポーツを目的とする留学については、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。なお、観光を目的として海外に滞在する場合やワーキングホリデー等の場合はご加入いただけません。)
- ・(注)被保険者が責任無能力者の場合については、裏面のお支払いする保険金をご確認ください。
- ・留学生専用の特約は「海外旅行総合保険パンフレット」の「ご契約タイプ」にはセットできませんので、ご注意ください。
- ・「賠償責任」と「留学生賠償責任」、「携行品損害」と「留学生生活用動産」はそれぞれ同時にセットすることはできません。
- ・「賠償責任」「留学生賠償責任」「携行品損害」「留学生生活用動産」等を複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額を確認し、セットの可否をご確認ください。
- ・留学生賠償責任をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ・(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

## ■用語のご説明

用語	定義
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
住宅	被保険者の留学または旅行の目的のために供される宿泊施設もしくは居住施設をいい、その宿泊施設または居住施設の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。
宿泊施設	ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 <sup>(※)</sup> 、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (※)定期券は除きます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
留学	勉学、研修および技術習得を目的として海外に滞在することをいいます。

## 留学生生活用動産保険金

責任期間中に保険の対象が盗難・破損・火災等の偶発的な事故により損害を受けた場合、保険の対象1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、同一保険年度内の事故による損害に対して、留学生生活用動産保険金額を限度とします。

(注1)保険の対象とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する、または留学のために宿泊施設もしくは居住施設(その宿泊施設もしくは居住施設の敷地内の動産および不動産を含みます。))に保管する被保険者所有の物または旅行前に旅行のために無償で借り入れた物をいいます。ただし、携行しない別送品および下記の内容は保険の対象に含まれません。

現金、小切手、クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、原動機付自転車、動物、植物、稿本、設計書、商品もしくは製品等、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物、危険な運動(ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具、クリーニング、一時荷物預かりおよび修理等のため有償で業者に委託した物 など

(注2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

(注3)旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。))をお支払いします。

(注4)自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。

## ■保険金をお支払いできない主な場合

傷害治療費用、疾病治療費用、救護者費用	留学生賠償責任	留学生生活用動産損害
<p><b>【共通】</b></p> <p>◇故意または重大な過失</p> <p>◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</p> <p>◇類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p> <p><b>【傷害治療費用】</b></p> <p>◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>◇妊娠、出産、早産または流産</p> <p>◇脳疾患、疾病または心神喪失 など</p> <p><b>【疾病治療費用】</b></p> <p>◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>◇歯科疾病</p> <p>◇妊娠、出産、早産または流産 など</p> <p><b>【救護者費用】</b></p> <p>◇自殺行為<sup>(※)</sup>、犯罪行為または闘争行為</p> <p>◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。)</p> <p>◇麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>◇妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、もしくは歯科疾病による入院 など</p> <p>(※)責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、【救護者費用】の保険金をお支払いします。</p>	<p>◇故意</p> <p>◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</p> <p>◇被保険者の職務遂行またはアルバイト業務の遂行に起因する損害賠償責任</p> <p>◇被保険者の親族に対する損害賠償責任</p> <p>◇心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>◇航空機、船舶<sup>(※1)</sup>、車両<sup>(※2)</sup>、銃器<sup>(※3)</sup>の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>◇被保険者が所有、使用または管理する財物の破損・汚損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用動産は除きます。)</p> <p>(※1)原動力がもつばら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。</p> <p>(※2)原動力がもつばら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。</p> <p>(※3)空気銃を除きます。</p>	<p>◇故意または重大な過失</p> <p>◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</p> <p>◇差し押さえ、没収</p> <p>◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害</p> <p>◇保険の対象の欠陥あるいは自然の消耗、性質によるさび・かび・変色・蒸発、ねずみ食い、虫食い等または汚損・すり傷等機能に支障をきたさない外観の損害</p> <p>◇詐欺または横領</p> <p>◇置き忘れまたは紛失</p> <p>◇偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故</p> <p>◇保険の対象に対する修理、調整、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣</p> <p>◇国等の公権力の行使。ただし、火災消防あるいは避難処置または空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。</p> <p>◇楽器の音色または音質の変化</p> <p>◇ガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損、温度もしくは湿度の変化によって保険の対象に生じた損害または液体の流出。ただし、これらの損害が、火災、落雷、爆発、破裂、地震、噴火、台風・暴風・暴風雨・旋風・たつ巻・洪水・高潮・豪雨などの風水災、航空機の墜落、車両の飛び込みまたは盗難の結果として生じた場合を除きます。</p> <p>など</p>

## ～保険期間が1年を超えるお客さまへ～

**クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)**

ご契約のお申込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回(以下、「クーリングオフ」といいます。)をすることができます。なお、次の契約はクーリングオフをすることができません。

＜クーリングオフできないご契約＞

- ・営業または事業のためのご契約・法人または社団・財団等が締結したご契約・質権が設定されたご契約 など
- ・ご契約をお申込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」(申込書の重要事項等説明書に記載)の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★被保険者となる方にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

お問い合わせ先

**株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

## ■ご契約例一覧■

- 保険期間は海外へ留学の目的をもって日本の住居を出発してから日本の住居に帰着するまでの期間に合わせて設定します(保険期間が31日以下の場合は留学生専用の特約をセットできません。)
- 下記のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額または疾病死亡保険金額は他の保険契約等と通算して3,000万円が上限となります。
  - ・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満である場合
  - ・被保険者の同意(署名・捺印)がない場合
- 留学生生活用動産については、保険の対象1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を限度としてお支払いします。
- 保険期間が3か月以内の場合で、被保険者に旅行期間の途中で一時帰国する予定があるときは、「一時帰国中補償特約」をセットしてください。セットしない場合、保険期間中であってもご自宅への帰着と同時に保険責任が終了します。  
(注)保険期間が3か月超の場合は「一時帰国中補償特約」が自動セットされます。ただし、「数次海外旅行者に関する特約」をセットしたご契約および主な旅行先が日本のご契約にはセットされません。
- 1年を超えるご契約において保険料表に記載のない保険期間(1年6か月等)の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 年齢、保険期間、引受条件等により、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。
- 下記ご契約例以外に、補償をオーダーメイドすることも可能です。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

		ご契約例1	ご契約例2	ご契約例3	
保険金額	傷害死亡・後遺障害	1,000万円	2,000万円	3,000万円	
	傷害治療費用	1,000万円	1,500万円	2,000万円	
	疾病治療費用	1,000万円	1,500万円	2,000万円	
	救援者費用	1,000万円	1,500万円	2,000万円	
	疾病死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	
	留学生賠償責任	1億円	1億円	1億円	
	留学生生活用動産	50万円	50万円	50万円	
合計保険料	保険期間	32日から34日まで	17,790円	19,510円	21,140円
		39日まで	20,520円	22,440円	24,300円
		46日まで	24,000円	26,300円	28,500円
		53日まで	27,910円	30,620円	33,240円
		2か月まで	32,360円	35,580円	38,660円
		3か月まで	43,970円	48,440円	52,740円
		4か月まで	60,980円	67,390円	73,530円
		5か月まで	77,590円	85,910円	93,880円
		6か月まで	94,010円	104,250円	114,030円
		7か月まで	110,470円	122,610円	134,230円
		8か月まで	127,120円	141,180円	154,630円
		9か月まで	143,780円	159,790円	175,100円
		10か月まで	160,460円	178,420円	195,600円
		11か月まで	177,080円	196,950円	215,960円
		1年まで	193,720円	215,530円	236,370円
		2年	387,460円	431,070円	472,770円
		3年	581,190円	646,590円	709,150円
4年	774,930円	862,140円	945,560円		

(注)上記ご契約例は保険始期時点で(被保険者の)年齢が59歳以下の方を対象としています。60歳以上の方は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ■お支払いする保険金

傷害治療費用保険金
責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合に、以下のア.～キ.等の費用(※1)のうち被保険者が治療のために現実に支出した金額(※2)をお支払いします。ただし、ケガの事由の発生1回につき、傷害治療保険金額を限度とします。なお、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎりず。
＜お支払い対象となる主な費用＞
ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用 イ. 義手および義足の修理費 ウ. 入院または通院のための交通費
エ. 治療のために必要な通訳雇入費 オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用
カ. a.入院により必要となった国際電話料等通信費 b.入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)
ただし、1回のケガにつきa.b.を合計して20万円を限度とします。
キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。
(※1)国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健保・労災および海外における同様の制度により直接支払う必要のない費用は除きます。以下疾病治療費用保険金においても同様とします。
(※2)社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。

疾病治療費用保険金
以下の①または②のいずれかに該当した場合、以下のア.～カ.等の費用のうち被保険者が治療のために現実に支出した金額(※1)をお支払いします。ただし、病気の事由の発生1回につき、疾病治療保険金額を限度とします。なお、医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎりず。
＜お支払い対象となる主な費用＞
①責任期間中に発病(※2)した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限りず。
②責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合
＜お支払い対象となる主な費用＞
ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用 イ. 入院または通院のための交通費 ウ. 治療のために必要な通訳雇入費
エ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用
オ. a.入院により必要となった国際電話料等通信費 b.入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)
ただし、1回の病気につきa.b.を合計して20万円を限度とします。
カ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。
(※1)社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。
(※2)責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。
(注)病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下救援者費用保険金においても同様とします。

救援者費用保険金
以下の①～⑥等のいずれかに該当したことにより、以下のア.～カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額(※1)をお支払いします。ただし、救援者費用保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。
＜お支払い対象となる主な場合＞
①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院した場合
②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎりず。
③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合
⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
⑥病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合
＜お支払い対象となる主な費用＞
ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用
イ. 救援者(※2)の現地(※3)までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)
ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)
エ. 治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および傷害治療保険金、疾病治療保険金で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。
オ. a.救援者の渡航手続費 b.救援者・被保険者が現地で支出した交通費 c.被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等
ただし、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金で支払われる費用を除き、a.～c.を合計して20万円を限度とします。
カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)
および自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。
(※1)社会通念上妥当な額とします。
(※2)現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
(※3)事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。

留学生賠償責任保険金
責任期間中に発生した住宅(留学または旅行の目的のための宿泊施設・居住施設およびそれらの敷地、敷地内の動産・不動産を含みます。)
の所有・使用・管理または日常生活(住宅および住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。)
に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、または他人の財物を壊したりもしくは紛失したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)
ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、留学生賠償責任保険金額を限度とします。
(注)被保険者が責任無能力者の場合は、その者の親権者等を被保険者とします。ただし、当社が留学生賠償責任保険金を支払うのは、責任無能力者が上記に記載の事故を起こし、親権者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害にかぎりず。